

「(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書」
に対する益田市長意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、島根県益田市美都町板井川地区及び匹見町道川地区から浜田市において最大で出力56,000kW、基数14基の風力発電所を設置するものである。

本事業における再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出しないことから、地球温暖化防止に貢献する発電技術として期待されているものである。

しかしながら、本事業の実施にあたっては、地域住民に対し情報を提供したうえで、合意が得られることが極めて重要であることから、地域住民等との連携を深め、その際聴取した意見や要望に対しては誠実な対応を行うとともに、地域振興に係る取り組みに寄与するよう努めること。

また、益田市が作成した「益田市風力発電施設建設等に関するガイドライン」に示された事項や調整手順などを遵守すること。

さらに、近隣においては既設風力発電所や計画中の風力発電所があることから、複合的な影響についても考慮し、本事業計画の検討にあたっては以下のことを遵守していただきたい。

1. 総論的事項

事業の実施にあたっては、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査・検討を行うことで、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。

また、事業計画の策定にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺の環境情報を把握し、先行事例の知見を反映させ、専門家及び地域住民等の意見を踏まえ、十分かつ慎重に検討を行うこと。

なお、事業者は、説明会や準備書に対して述べられた住民からの意見を真摯に受け止め、環境への影響を回避又は十分な軽減ができない場合には、対象事業実施区域や風力発電設備の設置場所の変更をするなど当該計画の見直しを行うこと。あわせて、今後の手続きにおいても調査が必要と判断された場合は、前向きな対応を行うこと。

2. 個別的事項

(1) 大気環境について

工事関係車両の走行や建設機械の稼働により発生する窒素酸化物や粉塵等は、周辺における他事業者との調整を行い、環境基準値や環境保全の基準等を超えないよう適切な施工管理を行うこと。

対象事業実施区域に至る工事関係車両の主要な走行ルートに沿線には住宅が点在していることから、工事関係車両の走行や建設機械の稼働による騒音・振動、並びに風力発電機の稼働による騒音・低周波音の影響について、最新の科学的知見及び同型機・同規模の先行事例の知見を反映し、住民への健康被害が生じないよう必要な対策を講ずること。

(2) 水環境・地形・地質について

対象事業実施区域の周辺に位置する住民は井戸水や伏流水を取水し、飲料用をはじめ生活用水として活用しているため、事業実施に起因する水源の水量減少や濁水による生活用水へ影響が生じないよう十分な対策をとること。

対象事業実施区域の地質について調査を行い、工事に伴い発生する土壌等に起因する環境影響が生じないよう対策を講ずること。

また、風力発電設備搬入のための道路整備や設置工事により生じた土砂の流出防止対策を確実に実施するとともに、近年増加している集中豪雨の傾向も踏まえ、造成地や盛土法面における地すべりによる土砂災害についても現地調査結果に基づき必要な具体的対策を確実に実施すること。

事業開始後においても、沈砂池や調整池等の適切な配置、維持管理や水質調査等を確実に実施すること。

(3) 水生生物について

対象事業実施区域周辺に分布している佛谷川、赤谷川は匹見川源流域にあたる。匹見川は水質日本一に何度も選定されている一級河川高津川の支流であり、高津川ではアユ漁などの内水面漁業が行われている。

匹見川の源流域には国の天然記念物であるオオサンショウウオ、絶滅危惧種であるゴギなどの希少な生物が生息していることから、必要な調査、予測及び評価を行い、希少な水生生物等への影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(4) 動物・植物・生態系について

対象事業実施区域周辺には、十文字山保護林や保安林等の重要な自然環境が存在しており、クマタカやキクガシラコウモリ、ヤマネなどの希少な鳥獣等の生息が確認されている。鳥類及びコウモリ類への影響については、事後調査を行うことを前提に、専門家等からの助言を得ながら、広範囲での地形の特性を考慮した移動経路、生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、希少な動物への影響を回避又は低減する措置を講ずること。

併せて、工事の実施及び施設の稼働に起因する里山への獣害に係るクマ、シカ及びイノシシなどへの影響についても検討を行うこと。

対象事業実施区域及びその周辺に存在するスギ、ブナ、ミズナラなどの樹林については、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たしている。地形変動による動物植物及び生態系への影響が懸念されるため、調査の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえつつ予測及び評価を行い、適切な手法により影響を回避すること。

(5) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域周辺には、道の駅サンエイト美都、道の駅匹見峡が存在し、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備の設置位置や機種を検討するにあたり、利用者、地元住民及び専門家等の意見を踏まえ、景観に配慮すること。

(6) 累積的な影響について

対象事業実施区域周辺においては、稼働中の風力発電所があることに加えて、他事業者による風力発電事業が計画され環境影響評価手続中である。

このため、本事業とこれらの累積的な影響が懸念されることから、他事業者との情報交換等に努め、適切な予測及び評価を実施すること。